

(環境委員会)

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、福島地方環境事務所の設置に関し承認を求め

るの件(閣承認第二号) (衆議院送付) 要旨

現在、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関し、東北地方では、環境省の地方支分部局である東北地方環境事務所において、その事務を担っている。

本承認案件は、今般、環境省本省において関係部局の一元化を図ることに併せ、地域における除染等の措置等や中間貯蔵、指定廃棄物の処理等の取組についても一層の推進を図るため、環境省に、地方支分部局として、福島地方環境事務所を設置することについて、地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、国会の承認を求めらるものである。